

議案第 1 号

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 1 9 年木津川市条例第 3 4 号)
の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 3 0 年法律第 7 1 号）」の趣旨に基づく国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年木津川市条例第34号)
の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

参考資料（議案第 1 号）

木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

（新）	（旧）
第 1 条～第 6 条 （略） （正規の勤務時間以外の時間における勤務）	第 1 条～第 6 条 （略） （正規の勤務時間以外の時間における勤務）
第 7 条 （略）	第 7 条 （略）
2 （略）	2 （略）
<u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	
第 7 条の 2 ～第 1 9 条 （略）	第 7 条の 2 ～第 1 9 条 （略）

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第 1 号 木津川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		
担 当 課	人事秘書課 人事係		
提 案 事 項 の 概 要 等 (必要性、効果等)	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 3 0 年法律第 7 1 号）」の趣旨に基づく国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を規則で定めるなどの措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。		
提案に至るまでの経緯	・国からの通知を受け、協議・検討を実施		
市 民 参 加 の 状 況	☐ 有 ☒ 無 		
市総合計画の位置付け	基 本 方 針	7 まちづくりへの参画と協働の創造	
	施 策 目 標	(3) 新たな行政経営の展開と財政基盤の強化	
	施 策	4 0 組織・機構と人材育成	
	施策の実現に向けた主な取組み	②人材育成の充実と定員管理	
	主な事業等	職員の人材確保と資質向上のための施策の充実	
概 算 事 業 費 (単 位 : 千 円)	☐ 単年度 (年度) ☐ 複数年 (年度)		
将来にわたる効果及び経費の状況	超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じることにより、職員の健康管理及び時間外勤務縮減に向けた取組を推進します。		